

# 令和元年度第2回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年5月9日(木)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午後10時00分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	加藤幸児
	2番	天崎直幸	7番	浅田昭弥
	3番	内田章久	8番	奥迫静子
	4番	絹谷澄雄	9番	吉川保
	5番	大塚二美	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	井下原卓	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉昌	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	河村昇		
欠席した委員	4番	絹谷澄雄	山上	青戸勝美
	山上	坪倉昌	石見	田邊智寛
議事録署名委員	7番	浅田昭弥	8番	奥迫静子
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農号経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について
6. そ の 他	
7. 閉 会	
開 会	議長
	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第2回日南町農業委員会を開会すると宣言した。

挨拶	議長	<p>5月に入り農繁期真っ只中で田植えも中盤に入っています。元号が令和と成り、初めての農業委員会総会であり、我々農業委員任期の最後の総会となりました。又、令和の時代が、世界が平和で平穏な時代でありますようお願いしてやみません。去る、4月16日米子市淀江支所に於きまして西部地区農業委員会会長協議総会が米子市の伊木市長・鳥取県農業会議の上場会長の来賓を迎えて開催されました。その後の研修会では西部総合事務所の木嶋農林局長の「これからの西部地域の農林行政の在り方について」と題しての講演を伺いました。その中で10年後の本県農業の活力を維持し高めていくための1千億円達成プランでは、5年後の耕種部門530億円・畜産部門370億円とし、その後農家の技術水準の底上げ等で1割アップを目指すとのこと。以上が内容でしたが、特に役員改選では、今年度の西部地区農業委員会会長協議会会長に私が就任することと成りましたので、皆様には何かと協力をお願いすることと成りますが宜しくお願い致します。以上報告申し上げ第2回農業委員会総会を開催致します。</p>
議事録署名 委員選任	議長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番浅田委員、8番奥迫委員を指名した。</p>
報告第1号	議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出についての説明を事務局お願いします。</p>
	事務局 局長	<p>報告第1号合意解約の件です。昨年ですが△△の〇〇〇〇さんが亡くなりました。〇〇さんは自分の土地も含めて5haくらい耕作されていましたが遺族の方が続けて耕作が出来ないという事で、その内の半分程度を今後〇〇〇〇さんに耕作していただくための合意解約です。1番目ですが、賃貸人が〇〇〇〇さんです。賃借人が相続人代表である息子さんの〇〇〇〇さんです。4筆で4,716.64㎡です。2番目ですが、賃貸人がさいたま市の〇〇〇〇さんで、賃借人は〇〇〇〇さんです。3筆、2,348㎡の合意解約です。3番目ですが、賃貸人が△△の〇〇〇〇さん、賃借人が同じく〇〇〇〇さんです。1筆の1,811㎡です。4番目ですが、米子市にお住いの〇〇〇〇さんが賃貸人です。賃借人は息子さんの〇〇〇〇さんです。合計で4筆の6,049㎡の合意解約です。こちらの方ですが、いずれ機構を通じて〇〇〇〇〇〇さんの方に配分される事となっております。宜しくお願いします。</p>
	議長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第2号	議長	<p>報告第2号利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	事務局 局長	<p>報告第2号利用権設定に係る軽微な変更について報告致します。2件ありますがいずれも所有者の方が亡くなられて、相続人代表さんと利用権を設定するという内容です。1番目が、日南町△△にある土地20筆です。〇〇〇〇さんの相続人代表である安来市の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんとの契約変更です。賃借料等の変更はありません。2番目ですが日南町△△の土地3筆、田と原野です。〇〇〇〇さんと担い手育成機構との賃貸契</p>

		約です。〇〇さんが亡くなられましたので相続人代表を設定致しまして、米子市の〇〇〇〇さんと、担い手育成機構との契約変更です。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
議案第 1 号	議 長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	事 務 局 長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を致します。3 条による所有権移転の案件です。譲渡人は日南町△△の〇〇〇〇さんです。譲受人が日南町△△の〇〇〇〇さんです。土地ですが、△△の×××-×、原野で面積は 198 m <sup>2</sup> です。田ですが地番が×××-×面積は 3,037 m <sup>2</sup> です。あわせた 2 筆、3,235 m <sup>2</sup> の所有権移転の申請が出ております。場所は字切図の方をご覧ください。申請地は県道が横にはしっております。〇〇商店から△△の方へ向かう道沿いある田んぼです。〇〇さんの経営面積等につきましては、245 a 程度は持っていらっしゃいますし、機械は第 2 号議案の農業経営の状況という所に載せておりますのでご確認ください。
	議 長	推進委員さんの補足がありましたらお願いします。
	福 栄	福栄推進委員の福田です。4 月 23 日に局長と現地を確認してきました。字切図でも良くわかるように、周辺がすべて水田となる土地です。翌日に〇〇〇〇さんにお話を伺いに行きました。水田は〇〇〇〇さんの所有ですが、〇〇〇〇さんに耕作を依頼されておりまして、その契約が今年切れるという事で、〇〇さんの籾摺機を〇〇さんが共同で使わせてもらって作業を一緒にやっている関係もあって、〇〇さんの方から土地を手放したいと言う相談があり、〇〇さんが購入するという事になったという事です。土地は△△で、〇〇さんの住所は△△ですが、土地が〇〇集落ということになります。その中山間、農水環の関係にも入っておられまして、そのあたりはどうされますかと聞きましたら、今年も既に水路掃除などにも参加しており、これからも付き合いをさせて頂きたいということでしたので、そのあたりも問題ないかと思えます。宜しくお願い致します。
	議 長	説明が終わりました。ご質問はありませんか
	1 番	売買という事ですが金額はいくらですか。
	事 務 局 長	2 筆合わせて 50 万円だと聞いています。
	議 長	議案第 1 号について他にご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく利用権集積計画の決定について事務局説明をお願いします。
	事 務 局 長	議案第 2 号農用地の利用集積計画について町長より諮問がありましたので審議を頂きたいと思えます。農用地利用集積計画の総括表はまたご覧ください。利用集積計画の 1 番から 9 番までが新規です。1 番ですが土地の所

		<p>在が△△××××番地、地目、田、面積 2,260 ㎡です。利用権を設定するものは○○○○さん。設定を受けるものは○○○○さんです。水張反当が 10a 当たり 10,000 円です。なるべく地権者に還元したいという事を伺っています。期限は 4 年 10 か月です。2 番ですが、△△××××番地の田、3158 ㎡です。利用権を設定する者が○○○○さん、受けるものは○○○○さんです。こちらはそばを付けられるという事で使用貸借という契約が出ています。期間は 2 年 10 か月です。3 番ですが、日南町△△の田が 3 筆、原野が 3 筆、合わせて 6 筆の利用権設定です。面積は田が 5,049 ㎡、原野が 481 ㎡の合わせて 5,530 ㎡です。設定する者が○○○○さん、受けるものが担い手育成機構です。水張反当は 2,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。4 番目が日南町△△で田が 2 筆です。面積は合わせて 2,348 ㎡です。こちらは報告事項で合意解約させて頂きました案件です。利用権を設定する者がさいたま市の○○○○さん、受けるものが担い手育成機構です。水張反当ですが田んぼが未整備地という事で 3,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。5 番目ですが、田が 4 筆あります所在は日南町△△です。面積は 4,716 ㎡です。設定する者は○○○○さん、受けるものは担い手育成機構です。小作料ですが上の 2 筆では圃場整備されてないので 3,000 円、下の方は圃場整備された田ですので水張反当 5,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。続いて 6 番です。△△の××××番地、田、面積は 1,811 ㎡、利用権を設定する者は○○○○さん、受ける者は担い手育成機構です。使用料は水張反当 5,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。7 番です。所在は△△、地目は田で 5 筆あります。面積は合計で 8,259 ㎡です。利用権を設定する者は△△の○○○○さん受ける者が担い手育成機構です。賃借料は水張反当 5,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。次に 8 番です。日南町△△、田んぼが 3 筆、合計面積が 4,693 ㎡です。利用権を設定する者が米子市の○○○○さん、受ける者が担い手育成機構です。賃借料は水張反当 5,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。9 番です。田んぼ、△△××××番地、面積 2,079 ㎡です。利用権を設定する者が横浜市の○○○○さん受ける者が機構です。小作料は水張反当 5,000 円です。期間は 4 年 10 か月です。3 番から 9 番までが、配分の方で○○○○○さんの方に配分させていただくことになっています。10 番以降につきましては更新を載せています。こちらはまたご覧いただきたいと思います。全体で 43 筆、合計面積が 60,220.64 ㎡です。以上宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
議案第 3 号	議 長	<p>議案第 3 号農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について事務局説明をお願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>議案第 3 号日南町長の方から農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案につきまして諮問がありましたのでおはかりす</p>

		<p>るものです。1番について説明します。権利の設定を受ける者が日南町△△の〇〇〇〇さんです。場所は日南町△△の田と原野です。合わせて6件あります。面積は5,530㎡です。契約期間は令和元年7月1日から令和6年3月31日までの4年9か月です。賃借料は水張反当2,000円です。支払方法は担い手育成機構の講座に振込むという形です。2番です。利用権の設定を受ける者が日南町△△の(農)〇〇〇〇〇さんです。こちらは16件で合計面積が23,906.64㎡です。期間は同じく4年9か月です。賃借料ですが未整備田が水張反当3,000円、整備田が水張反当5,000円です。こちらも機構の口座に振込むという事です。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第3号は承認された。</p>
その他	事 務 局 長	<p>次回総会は、令和元年5月20日(月)午後1時30分から開会予定です。また、6月の定例の総会ですが、令和元年6月10日(月)午前9時00分から開催したいと思います。予定の方お願い致します。</p>
	1 番	<p>5月17日、歓送迎会と言う行事が入っておりますが、歓送迎会とか研修会とか出られる方は出られるし、出られない方は出られません。皆さん都合はあると思いますが病気とか、冠婚葬祭以外は都合をつけて必ず出席して頂きたいと思っております。忙しいのはみな同じですし日程の方は事務局がかなり前から言っていますので、皆さん都合をつけて行事もすべて農業委員会の仕事だと思っておりますので是非、参加して頂きたいと思っております。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。私もそう思っておりました。3年前までは殆ど全員参加しておられました。新しい法令の基に集まった我々になったらどうも欠席者が多いです。そういう事の無いように以後考えて頂きたいと思っております。宜しくお願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>私の方から報告を1件させていただきます。本日、確定測量筆界設定図面をお配りしています。先月の総会で大菅の圃場整備について説明をさせていただいた中で畑が原野になった部分があるという表現を用いたと思うのですが、4月25日に土連に確認した所、現在の境界はこの図面のような形で設定しているという資料を頂きました。従って畑はあくまでも畑ということです。図の左の1番上の畦畔の大きい部分が田んぼとして登記してあるというような形になっております。1つは畑が原野になった部分があるという所を訂正したいと思っておりますし、4月11日ですが、西部の農林局の圃場整備の担当の所に行って、日南町のこれまでの経過や管理上、税金上の事もあるので以前の通りの登記をして頂けないかというお願いをしてきたところです。再度、皆さんと協議しながら進めて行きたいと思っておりますのでお願いします。</p>
	議 長	<p>今の説明にご意見ご質問はありませんか。</p>
	6 番	<p>先月も申し上げましたが、田差60cm以上の中には農地介在原野が入る、これは先人の知恵の集まりなのです。それを今がこうですと、ころっと変</p>

		<p>えてもらってもそれは納得が出来ません。何故こうなるのかももう少し説明をお願いします。これでは先月の阿毘縁は田んぼの面積と水張面積は倍半分になるようなことになるのです。今月の基盤強化法の中には新規で3番目に原野が入っていますが、それとの整合性はどうするのか。それも精査して説明をして頂かなければ当然納得がいきません。なぜそこで原野が無くなったのか。経緯も含めて説明をお願いします。</p>
	議長	<p>6番さんに聞きますが、今回土連がこのような境界設定をするということは地元説明があってそれを承諾されたのでしょうか。</p>
	事務局長	<p>それは承諾されておられると思いますが、ただ、以前の方法をご存じないという事はあるかもしれません。</p>
	6番	<p>地元は納得されているという事だが、わかる訳ないでしょう。過去に日南町が圃場整備を全体で行った時に、こういう事があってはいけないので、税金上の問題もでてくるので、中山間地に於いては、何かないかという先人の知恵の塊が、原野でして、課税上也安くしましよと、田んぼの面積もこのようにしましよとなった訳です。それを地権者の人から何もありませんでしたでは、委員会として到底賛成出来るものではありません。</p>
	9番	<p>その関連ですが、意見を言わせて頂きます。想定で物を言う事自体が正しいとは思いませんけれども、60cm以上の高げしを原野として扱うという県営の圃場整備が一段落してから20年。その間こういう事例がなかったので通常の鳥取県が一般的に行われている官庁の方法で長年やってきて、それで問題がなかったという意識から日南町のような、高げしを原野扱いするという作業そのものを県自体が忘れてしまっ仕事をして、こんな形での測量しか土連に対して無いから土連としてはこれがあくまで成果ですと、今言うように、原野を改めて作るという測量をすれば、またそれなりの契約ともらわないと動けませんよという事が土連の物言いになってくると思います。ですから我々としては、県の工事担当者ときちっと話をして、費用の負担は誰がするのかという問題はさておいて、本来、日南町が権利としてこういうことを認めて頂いていたという事をきっちり主張して県との話をまず付けて行かないと、土連を先にしても話は進まないと感じています。</p>
	議長	<p>昨年でしたか、江府町の自動車道の仮設地を設ける案件があって、会議に出る機会があったのですが、日南町だけです、畦畔を別扱いしているのは。江府町も日野町もそんなことをしてもらっているのかという反応でした。日南町はこれまで努力している言う事だと思うのですが。</p>
	事務局長	<p>部会とかで協議させて頂くのでしたら、農地部会でよろしいですか。</p>
	6番	<p>田んぼの確測の時にそれぞれの田の標高が出てくるでしょ。そうすると田差が60cm以上のものはすぐでてきます。そうすると簡単にここの所のが原野になるだけであって。難しいことも何ともないでしょう。</p>
	事務	<p>今回訂正させていただいたのは、水張り面積と大きなけたの部分とが一</p>

	局 長	つの田んぼになっていうということで、畑は畑として原野ではありませんという事を訂正させていただいたところです。
	6 番	それはわかります。ならなおさら。この田面の高さとの田面の高さはわかるでしょ。単純に 60 cm あるかないかはわかります。そうするとこれから田んぼの水張りの延長線が上の田んぼの堺なのだからその間に 60 cm の下の田んぼの堺の所までは原野が入ってくるのは当然だと思っていますしそれが先人の皆さんの知恵なのですよね。それから、20 年経っているのもそれは横一列になったかもしれないけれど、しかし今の分で行くと地区によってばらつきが出てくるでしょう。それは委員会としていいのですかという事です。日南町の農地として、圃場整備をした所が、方や 60 cm 以内の所では問題は無いと思いますけれどもそれ以上の田差がある所が方や田んぼであって水張りは小さい、方やその中に原野があって水張り和田んぼの面積がだいたい同じであるとの、整合性がどうなるのですかという事です。
	事 務 局 長	いずれにしても県の方に話をしに行きたいと思っております。日野を通じて動いていきたいと思っております。
	6 番	それは負ける訳にも、代える訳にも行かんでしょう。この中にも圃場整備をした田を全部持っておられるのに、原野があると無いのが出てきたらそれは不都合なことです。中山間の面積の計算も農介原の原野は管理面積の中に入っておりますから。だから、不都合はないでしょう。
	議 長	県の方に厳しく交渉していくようにしていきます。
	6 番	これは先月も言いましたが、阿毘縁から白谷、大宮とやっていくわけですから、またこれで新しい事になっていくという事はばらつきが出てくることとなりますので、従来の通りやっていただきたいというのが願いであります。宜しくお願い致します。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年 5 月 9 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員